

【ヘッドクォーター（HQ）について】

問1. HQを複数の機関で担当することは可能か。

（答）

公募要領P5「HQは、Flagshipプロジェクトの研究代表者の研究機関を含む、1つの機関又は複数の機関から構成します。」とあり、複数の機関で担当することは可能です。ただし、代表機関が文部科学省と委託契約を結びますので、HQに入っている他の機関は代表機関との再委託契約となります。なお、代表機関にHQを設置することとしておりますので、HQの代表者は、研究代表者の所属する機関に属する者であることが原則であると考えています。

【研究チームの構成について】

問4. 共同研究グループを複数の研究機関で組織することは可能か。

（答）

可能です。ただし、共同研究グループを編成する場合、研究グループは提案する全体構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に大きく貢献できることが必要です。すなわち、共同研究グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は、研究開発体制として不適切です。

問5. 研究チームに海外の研究機関に所属している研究者は参画できるのか。

（答）

海外の研究機関とは委託契約又は再委託契約を結ぶことができません。ただし、委託契約又は再委託契約を結んで研究に参画することはしないものの、研究代表者が所属する機関もしくは研究代表者が所属する機関と再委託契約を結んで参画している研究グループと連携・協力し研究に参加することは可能です。Flagshipプロジェクトの場合、様式1-6（4）その他の研究開発参画機関の欄に記入してください。

【委託費について】

問6. 再々委託はできるのか。

（答）

再々委託契約はできません。事業の実施にあたり再委託契約が必要となる場合は、文部科学省の委託契約先となる機関において再委託契約を締結してください。また、共同研究グループが複数の研究機関で組織される場合、委託費は研究代表者の研究機関からすべて再委託となります。

【人件費について】

問8. 雇用した研究者が、例えば科研費の研究など、他の研究に携わることは可能か。

（答）

本事業でエフォート率100%で雇用された研究者は他の業務に関わることはできません。他の業務に携わる場合は、エフォート率に応じて人件費を負担して下さい。

【申請書について】

問 9. 様式 1-6(4) その他の研究開発参画機関は、どのような機関を書くことが想定されているのか。

(答)

Q-LEAP に参画する研究機関と再委託契約を結ばないで、連携・協力し研究に参加する機関を記載してください。例えば、海外の研究機関と連携・協力する場合は様式 1-6(4)「その他の研究開発参画機関」に記入してください。

問 11. 「代表機関の長による申請書」の機関長名は契約事務を委任された者の氏名でも可能か。

(答)

機関の長より委任された者での申請はできません。本申請書については機関の名義にて申請してください。

【知財について】

問 12. P26「知的財産権の取扱い」に関して、具体的にどのような取り決めを、いつまでに結ぶべきか。

(答)

代表機関と再委託先の各共同参画機関の間で合意が取れているのであれば、形態については問いません。時期については代表機関と再委託先の契約日までに結んで下さい。

【e-Rad について】

問 13. 再委託契約を行う予定の共同研究機関は e-Rad 登録が必要か。

(答)

必要です。再委託契約を結ぶ機関も、「体制整備等自己評価チェックリスト」と「研究不正行為チェックリスト」を提出することが必要となります。チェックリストの提出は e-Rad により行っていただく必要がありますので、e-Rad への研究機関の登録が必要となります。

問 14. 様式 1-6 の表に記載する研究開発参加者、研究開発マネジメント担当者、その他の研究開発参画機関に氏名を記載する研究者の e-Rad 登録は必要か。

(答)

様式 1-6 の表に記載の「研究開発参加者」、「共同研究者」については e-Rad でのエフォート管理をさせていただく必要がありますので e-Rad 登録が必要となります。ただし、「研究開発マネジメント担当者」と、予算配分のない「その他の研究開発参画機関」に氏名を記載する者は e-Rad 登録の必要はありません。